

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

神奈川県

1 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価及び防災工事（以下、「防災工事等」という。）の推進に関する基本的な方針

(1) 神奈川県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

県内の農業用ため池は、横浜市に3か所、川崎市に7か所など6市町に計20か所あり、総貯水量は約100,000m³で県内の水田約70haへ農業用水を供給している。

この農業用ため池のうち、平塚市の2か所（万田八重窪ため池、中吉沢ため池）については、ため池が決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池として、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「法」という。）」第4条に基づく防災重点農業用ため池に指定しており、今後、劣化状況評価（法第2条第4項に規定する劣化状況評価をいう。以下同じ。）を行い、その結果を踏まえ必要に応じて地震・豪雨耐性評価（法第2条第5項に規定する地震・豪雨耐性評価をいう。以下同じ。）及び防災工事（法第2条第3項に規定する防災工事をいう。以下同じ。）を実施することとする。

イ 所有者及び管理者の状況

県内の農業用ため池の所有者別の状況は、市町が18か所、自然人が2か所となっており、管理者別の状況は、市町が15か所、組合が4か所、個人が1か所となっている。（別表1の1のとおり）

(2) 神奈川県における防災重点農業用ため池の防災工事等の実施状況等

防災重点農業用ため池における防災工事等の実施状況については、万田八重窪ため池において平成20年度にため池護岸の改修工事、令和元年度に地震対策調査を実施しており、また、中吉沢ため池において平成元年度に関連工事として余水吐の改修工事、平成25年度に地震対策調査を実施していて、2か所とも現状では防災工事は不要であると判断されている。（別表1の2のとおり）

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内（令和12年度末）に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内において、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、廃止を予定している防災重点農業用ため池を除き、劣化状況評価を実施する。

なお、防災重点農業用ため池のうち、万田八重窪ため池は地震対策調査及び防災工事を実施済みであり、中吉沢ため池は地震対策調査を実施済みで、現状では防災工事は不要であると判断されていることから、ただちに劣化状況評価を行わず、

定期点検結果なども踏まえながら、地震・豪雨耐性評価及び防災工事の実施に要する期間を5年程度考慮し、令和7年度までに劣化状況評価を完了させる。

ア 令和7年度までに劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：2か所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報：別表2のとおり

(2) 経過観察

今後実施する劣化状況評価により、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、堤体の漏水量や変形状況を計測するなどの経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者：別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災重点農業用ため池について、堤体の変状や漏水などを目視により定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／1年

イ 定期点検を行う者：市町又は防災重点農業用ため池の管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

防災重点農業用ため池のうち、万田八重窪ため池は地震対策調査及び防災工事を実施済みであり、中吉沢ため池は地震対策調査を実施済みで、防災工事は不要であると判断されていることから、現状では地震・豪雨耐性評価を実施する予定はない。

なお、今後実施する劣化状況評価の結果を踏まえ、防災工事の実施が必要と判断された場合は、法の有効期間内に防災工事に着手する必要があるため、防災工事の実施に要する期間を3年程度考慮し、令和9年度までに地震・豪雨耐性評価を実施する。

ア 令和9年度までに地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：一か所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報：別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

なし

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

現状では防災工事を実施する予定の防災重点農業用ため池はない。

なお、劣化状況評価の結果、防災工事が必要と判断された場合は、法の有効期間内に防災工事を実施する。

(2) 廃止工事の推進計画

現状では廃止する予定の防災重点農業用ため池はない。

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

現状では防災工事を実施する予定の防災重点農業用ため池はないが、防災工事の実施に当たっては、文化財保護や絶滅危惧種などの生育・生息環境等を考慮し、必要な調整等を行うものとする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

原則として市町

イ 地震・豪雨耐性評価

原則として市町

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

ため池整備に係る各事業の実施要件による

エ 廃止工事

市町

(2) 技術指導等の内容

市町が実施する防災工事等については、県横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センター（以下「県」という。）、神奈川県土地改良事業団体連合会が所管する範囲において可能な支援や助言等を行うこととする。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町、神奈川県土地改良事業団体連合会等の関係者間で担当者会議を開催することで、防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

なし

防災工事等の推進に関する基本的な方針 神奈川県

令和3年3月末時点

1 農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(90%)	(0%)	(0%)	(10%)	(0%)	(0%)	(100%)	
箇所数	18			2			20	

(2)管理者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(75%)	(0%)	(20%)	(5%)	(0%)	(0%)	(100%)	
箇所数	15		4	1			20	

※国：行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体：法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	0	
	① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	0	
	② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	0	
	③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
	④ 廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)	0	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	0	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
	④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	2	地震耐性評価のみ実施済み
	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	2	地震耐性評価のみ実施済み
	② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	0	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	0	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	0	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	0	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし	0	
	① 今後廃止工事を行うもの	0	
	② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
合計		2	

